

松本市青少年育成センター（松本市補導委員協議会）補導委員の活動内容

【令和6年度】

1 巡回活動

センター補導と地域補導があり、それぞれ約2時間の巡回活動を行います。

学校、幼稚園・保育園、児童館、交番、市施設、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、その他を巡回し、青少年（特に地域では小中学生）の見守り、あいさつなどの声かけ、危険個所の把握等をします。

(1) センター補導（年間8回）

- ・各班（4人～5人）で、松本駅及び南松本駅周辺の市街地等を、主に平日の午後（平日の午前、土曜日の午後の場合もある）巡回します。
- ・各コース、約2時間程度歩いて巡回します。（巡回2時間、打合せ等30分）
- ・補導の実施日と実施コースは、「街頭補導計画表」によって決められます。
- ・計画表の補導日に都合がつかず、欠席した場合は、他班の補導日に振替えることもできます。

(2) 地域補導（年間8回）

- ・松本市内を10ブロックに割振ります。（各地域での活動になります。）
- ・ブロックごとに、地域班が編成され、班（4人～5人）ごとに巡回活動を行います。巡回コース、実施時期等は、それぞれの地域班で設定します。
- ・当日は、地域づくりセンター等に集合し、打ち合わせをしてから巡回活動を行います。
- ・原則は、徒歩で活動を行いますが、郊外地域は車で巡回する場合があります。

(3) 夜間補導（年間1回）

- ・夏（7～8月学校の夏休み期間）の夜に、市街地の遊技場等を巡回します。
- ・打合せと徒歩巡回で2時間程活動します。

2 「学校補導委員との合同補導」と「青少年に有害な地域環境実態調査」

(1) 学校補導委員との合同補導（年１回：地域補導に含む）

年１回、各小学校の補導担当教諭（学校補導委員）各地区内を巡回します。

(2) 青少年に有害な地域環境実態調査（年１回：地域補導に含む）

毎年１１月１日～２０日頃の間、各地区子ども会育成会理事と共に、「青少年に有害な地域環境実態調査（２０歳未満禁止の酒、タバコ、成人向け雑誌等の店舗での陳列状況等の調査、報告）」を行います。

3 研修会【補導の活動とは別に開催されます。】

(1) 補導委員

研修会（年間３～４回）と総会に出席します。

(2) 班長、ブロック長

補導委員の研修会等への参加の他、班長とブロック長は、班長会、班長研修会、青少年健全育成関係の大会等に出席します。

4 報酬・補償

(1) 補導活動に対して報酬（３，３００円／回）を年４回に分けて支給します。

(2) 集合場所までの距離が往復４km以上の場合、規定に基づき旅費を支給します。

(3) 補導活動中の災害については、労働災害補償に準じて補償されます。

5 任期

任期は２年間です。

令和６年４月１日から令和８年３月３１日まで

任期中途で委嘱された場合は、残任期間とします。